

要す

第十一條 會員にして宣言及綱領に掲ぐる事項に違背する旨動あたる者は幹事會の決議に依り除名する事あるべし

附 則

第十二條 各聯合分會及各區會の規約は本規約に準し便宜作成し聯合會の承認を要するものとす

第十三條 役員の事務規定は別に之れを定む

皇道會福岡支部規約

第一條 本會は宣言及綱領に掲ぐる事項を達成するを目的とす目的達成の爲めには主として言論文書を以てし實行方法は幹事會之を定む

第二條 本會は皇道會福岡支部と稱し福岡市及び其の附近に於ける皇道會員を以て組織し事務所を福岡市に置く

第三條 本會は宣言及綱領に賛成する者を以て之を組織す

第四條 本會に入會せんとする者は會員の紹介に依り申込書を本支部に提出するものとす入會の可否は本支部の常任幹事會之を決す

第五條 會員は會費一ヶ月金五錢を納付するものとす

第六條 本會に左の役員を置く

- 一、支部長一名
- 二、幹事長一名
- 三、會計二名
- 四、常任幹